

## 2020 年年末・一時金要求に関する交渉

### 1. 交渉経過

#### 第 1 回交渉

日 時：令和 2 年 11 月 10 日（火） 18：35～18：45  
場 所：市役所 4 階 入札室  
参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他 4 名）  
市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）  
交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求に関する主旨説明

#### 第 2 回交渉

日 時：令和 2 年 11 月 12 日（木） 18：46～19：29  
場 所：市役所 4 階 入札室  
参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長、書記長、他 3 名）  
市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）  
交渉内容：職場要求の主旨説明に関することなど

#### 第 3 回交渉

日 時：令和 2 年 11 月 17 日（火） 18：37～19：15  
場 所：市役所 4 階 入札室  
参 加 者：組合側（執行委員長、書記長、他 4 名）  
市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）  
交渉内容：人員配置に関することなど

#### 第 4 回交渉

日 時：令和 2 年 11 月 19 日（木） 18：02～18：10  
場 所：市役所 4 階 入札室  
参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長、他 4 名）  
市側（総務部長、人事課長）  
交渉内容：年末一時金要求に対する回答

## 2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に2.62ヵ月プラス一律47,000円を支給すること。	1. 期末手当の改定は、国の改定に準じて令和2年12月から実施する。 本年度の年末一時金は、期末手当1.25ヵ月、勤勉手当0.95ヵ月の計2.2ヵ月とする。 なお、令和3年度以降の一時金については、国に準じて6月期、12月期ともに、期末手当1.275ヵ月、勤勉手当0.95ヵ月の計2.225ヵ月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
4. 再任用職員、会計年度職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。	4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当0.725ヵ月、勤勉手当0.45ヵ月の計1.175ヵ月とする。 また、会計年度任用職員の年末一時金は、正規職員の規定に準じ、期末手当1.25ヵ月とする。なお、会計年度任用職員の令和3年度以降の一時金については、6月期、12月期ともに、期末手当1.275ヵ月とする。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。	5. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
6. 年末一時金は、12月10日までに一括支給すること。	6. 年末一時金の支給日は、12月10日とする。

※ 生活改善・職場改善については、次のとおりとする。

- 職員の心身の健康を守る立場から、管理職員も含め、超過勤務の実態を正しく把握し、あらゆる方策を通じて超過勤務の解消に努めていく。